

4 福薬業発第 5 4 3 号
令和 5 年 2 月 1 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 有吉 俊二

【日本薬剤師研修センター・PECS】

やむをえない事情により研修が困難になった場合の措置について

平素より本会の会務運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、認定薬剤師としての研修が困難になった場合の措置として、研修認定薬剤師制度実施要領第 28 条に規定される「やむをえない事情により研修が困難になった場合の措置」が令和 5 年 2 月 1 日より施行され、従来の「特別な事由による認定期間の延長について」は、令和 5 年 1 月 31 日限りで廃止となる旨、日本薬剤師研修センターより通知がありましたのでお知らせいたします。

従来の取扱いにより措置が認められている場合は、従来の取扱い（月単位の認定期間の延長）が適用されるため、改めて手続きを行う必要はありません。また、従来の取扱いに基づき、日本薬剤師研修センターより届出の方法等について回答を得ている場合は、届け出を行う前に日本薬剤師研修センター（jpec@jpec.or.jp）へ氏名及び現在の状況等をご連絡していただきますようお願い申し上げます。連絡をしないまま届け出を行った場合は、受け付けられないとのことです。ご注意ください。

お忙しいところ恐れ入りますが、貴会会員へご周知いただきますようお願いいたします。